

総務省政務三役会議

平成22年2月23日
15:30～16:00
進行：渡辺副大臣

1 大臣挨拶

2 協議事項

- 番号に関する原口五原則について
- 「共聴施設デジタル化加速プログラム(仮称)」の策定について
(内藤副大臣)
- 郵便事業会社の事業計画変更認可について
(長谷川大臣政務官)

3 報告事項その他

- 郵政改革関係政策会議の状況について (長谷川大臣政務官)
- 第3回整備新幹線問題調整会議の結果について
(小川大臣政務官)
- 第1回控除廃止PTについて (小川大臣政務官)
- 国と地方の協議の場実務検討グループ第3回会合について
(逢坂総理補佐官)

平成22年2月23日

番号に関する原口5原則

番号に関する原口5原則

原則1 国民の権利を守るための番号であること

社会保障給付や種々の行政サービスの提供を適切に受ける国民の権利を守るための番号であり、重複なく、漏れなく、正確かつ安全に付番を行う。

原則2 自らの情報を不正に利用・ストックされず、確認・修正が可能な、自己情報をコントロールできる仕組みであること

自らの情報が不正に利用・ストックされることなく、また、自らの情報にアクセスし、内容の確認・修正ができる（自己情報コントロール権）。

原則3 利用される範囲が明確な番号で、プライバシー保護が徹底された仕組みであること

自らの情報についてどのような行政機関がどのような目的で利用するのか明確な制度とするとともに、最新の暗号化技術により情報漏洩防止に万全を期し、分野をまたがる情報の名寄せを防ぐ。

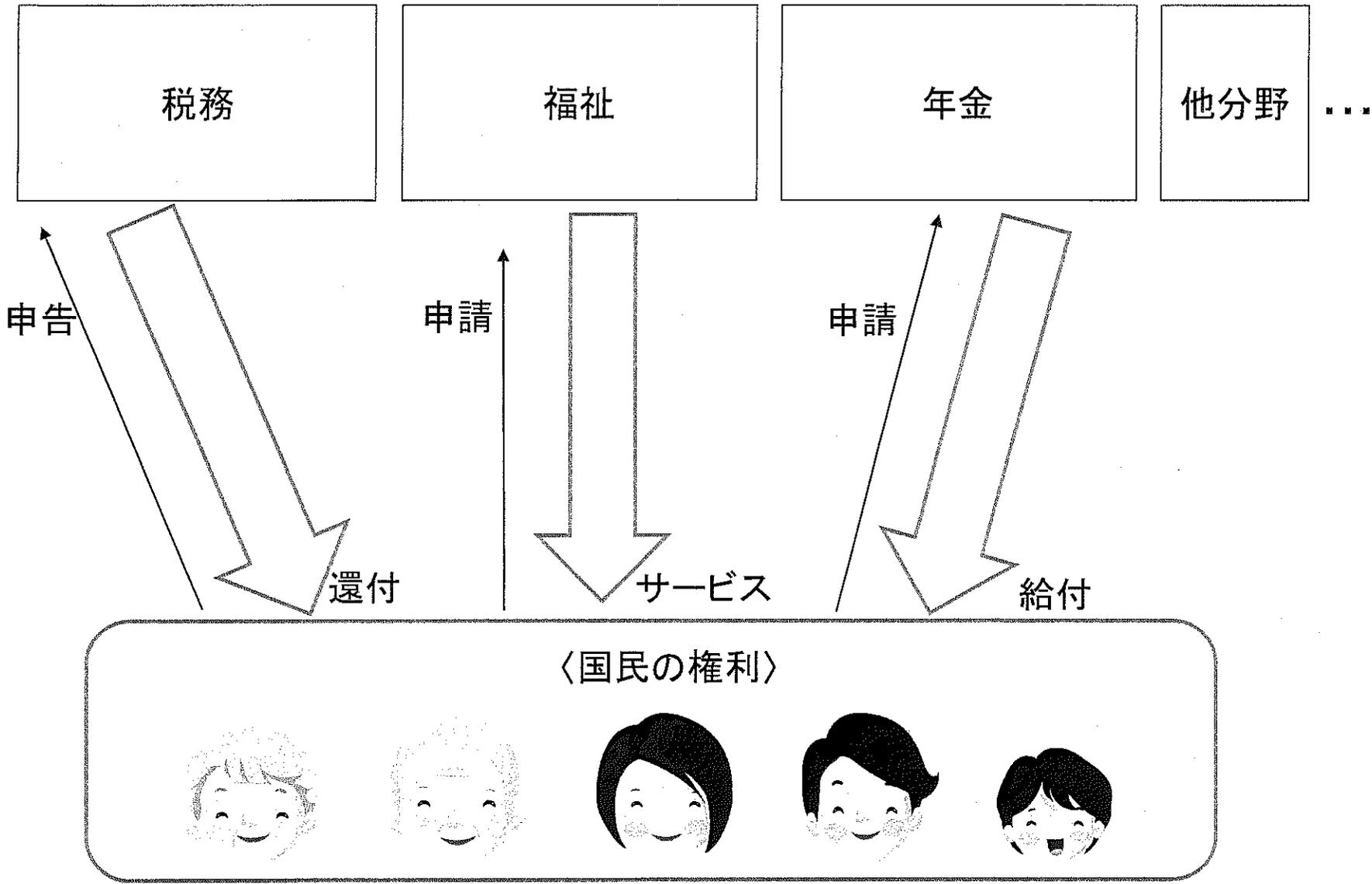
原則4 費用が最小で、確実かつ効率的な仕組みであること

既存インフラを有効活用し効率的な仕組みを構築する。また、クラウドコンピューティングの手法により、各分野内でのシステムの共同利用を積極的に進める。

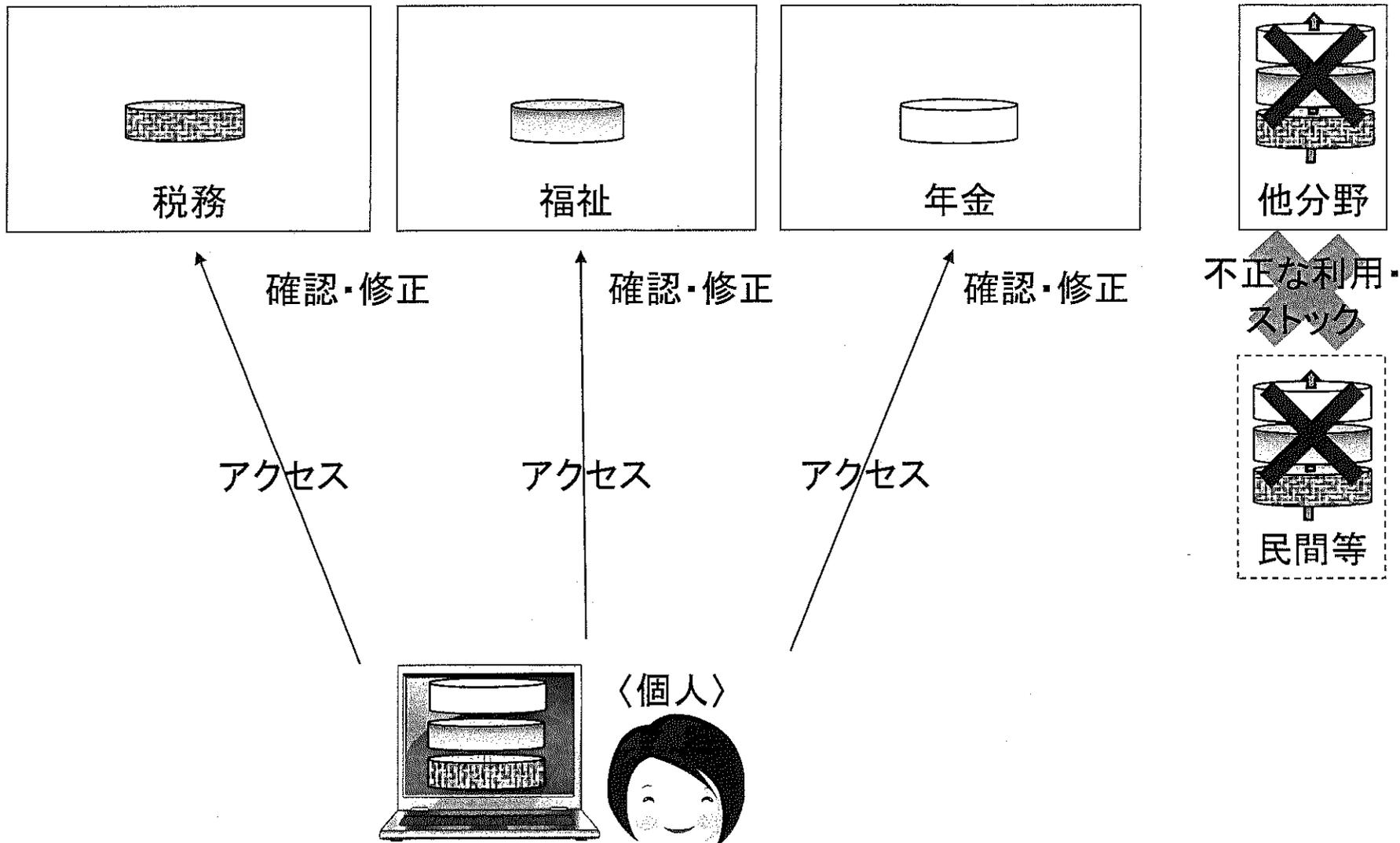
原則5 国と地方が協力しながら進めること

より良い行政サービスを提供できるよう、国と地方が協力しながら電子政府を推進する。

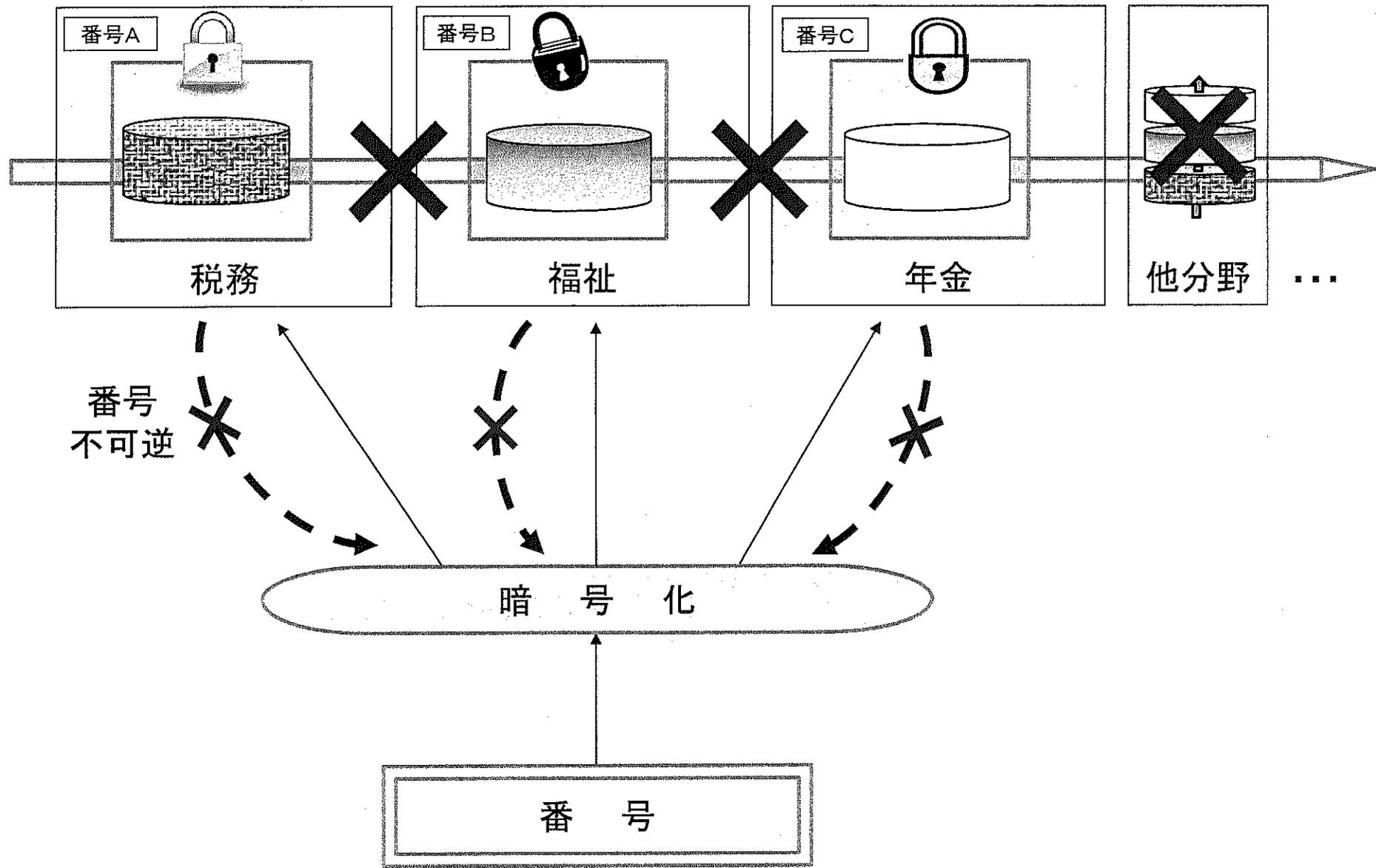
原口5原則①：国民の権利を守るための番号であること



原口5原則②：自らの情報を不正に利用・ストックされず、
確認・修正が可能な、自己情報をコントロール
できる仕組みであること

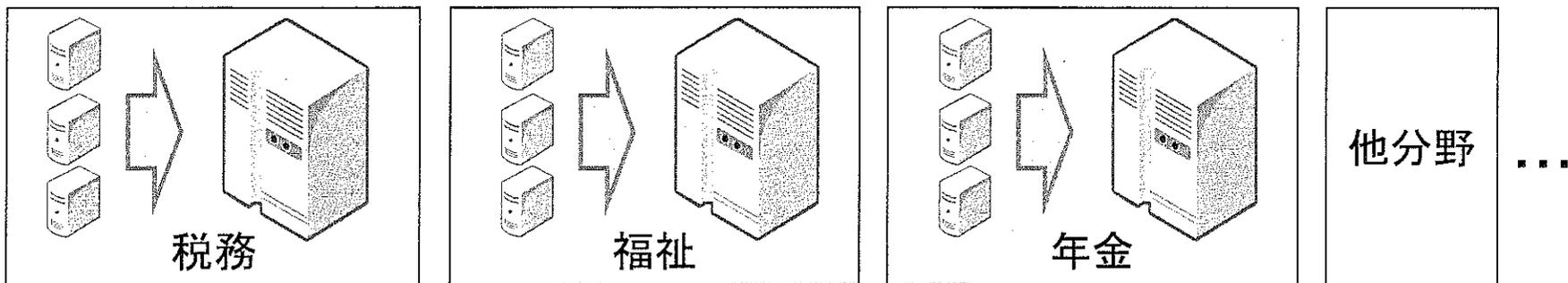


原口5原則③：利用される範囲が明確な番号で、プライバシー保護が徹底された仕組みであること



原口5原則④：費用が最小で、確実かつ効率的な仕組みであること

★ 共同利用による効率化

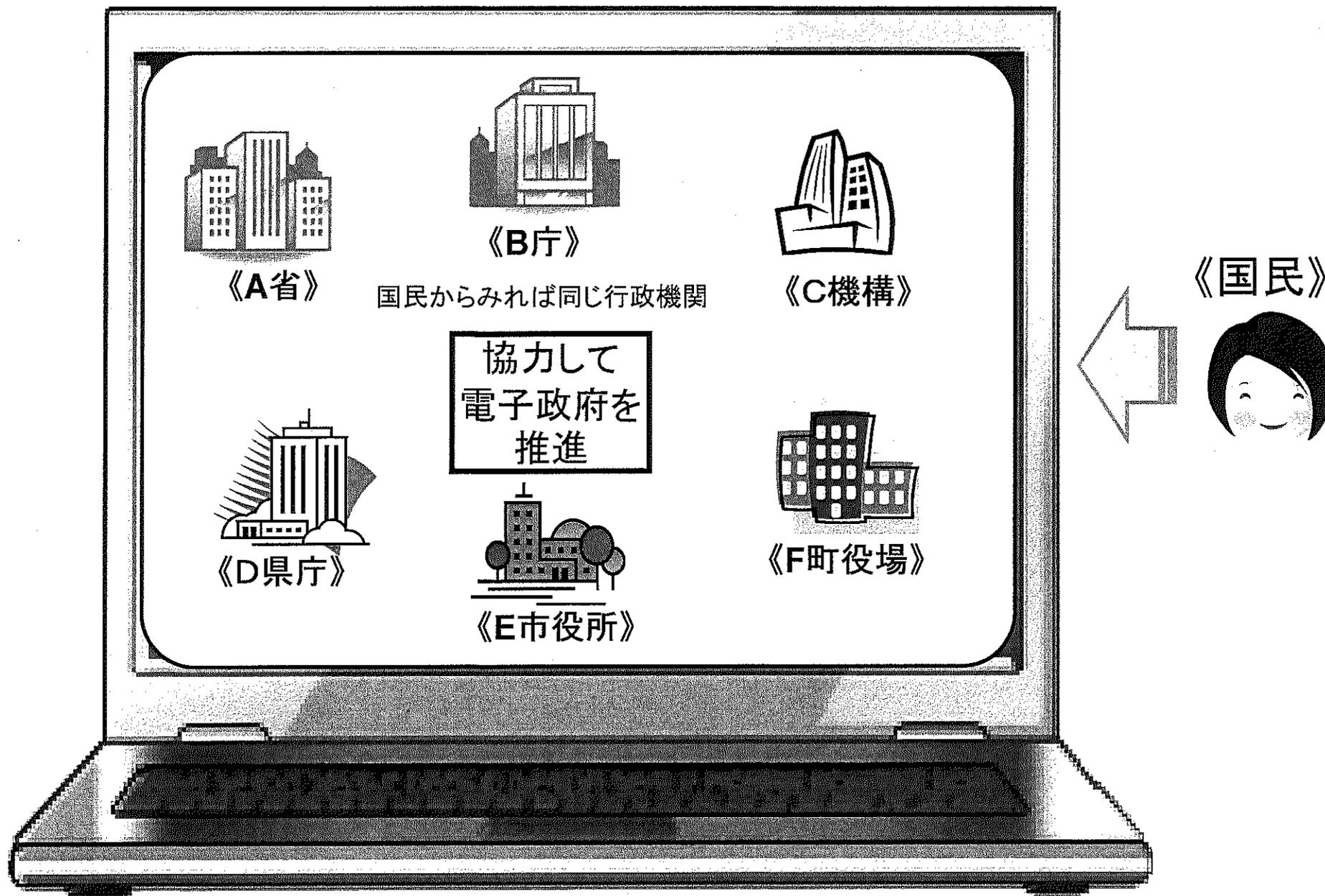


★ 既存インフラ活用による情報収集の効率化



既存インフラ

原口5原則⑤：国と地方が協力しながら進めること

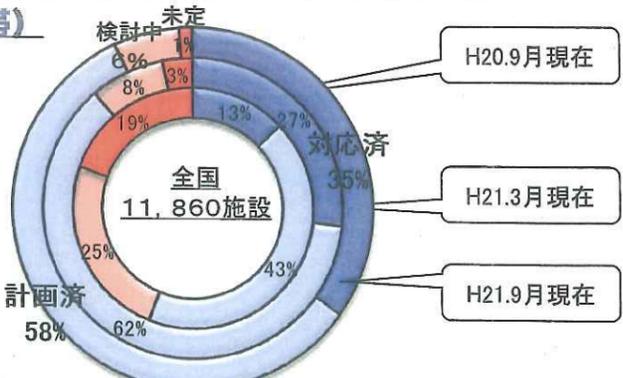


地上デジタル放送への完全移行に向けた課題

1. 受信機の課題

現 状	2010年度～停波までの対応
<ul style="list-style-type: none"> ○ 世帯普及率は69.5%(目標72%)[09年9月] (残る世帯の約8割は対応予定あり) ○ 出荷台数は6684万台(目標6390万台)[09年12月] (内訳: テレビ4115万台、チューナー160万台) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコポイントによるテレビ購入促進【2010年12月まで延長】 ○ チューナーの低廉化(09年9月に4750円の製品発売) ○ NHK受信料全額免除世帯へのチューナー等の支援(約220万世帯) ○ ケーブルテレビのデジアナ変換導入【2015年3月まで】

2. アンテナの課題

現 状	2010年度～停波までの対応
<p>個別アンテナによる直接受信 (約2000万世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域によってUHFアンテナ設置・調整等 ○ 電波が届かない「新たな難視」地区で、総通局・放送局が地元と対策手法を調整中 (デジタル化困難共聴、混信を含め約35万 → 実測調査中(現在約5千地区、約13万世帯)) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国・NHKによる支援で難視世帯を削減 <対策手法> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな中継局の設置 ・高性能アンテナへの取替え ・共聴施設の新設 ・ケーブルテレビへの加入 ○ 暫定的に衛星による対策を実施【2015年3月まで】
<p>辺地共聴施設による受信 (約2万施設 約140万世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設改修又はケーブルテレビ移行が必要 → 09年9月の対応率(自主共聴) 約35% 計画ありを含め、約93% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ NHK共聴(約7800施設)はNHKが対応 ○ 自主共聴(約11800施設)は国・NHKの支援によりデジタル化 ○ 一部のデジタル化困難共聴は、暫定的に衛星による対策へ移行
<p>ビル陰共聴施設による受信 (約5万施設 約606万世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受信障害が解消されるケースが多く、直接受信に移行(UHFアンテナ設置) ○ 受信障害が残るケースは、施設改修又はケーブルテレビ移行 → 09年9月の対応率 約19% 計画ありを含め、約40% 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ビル陰対策 <ul style="list-style-type: none"> ・デジサポによる施設管理者訪問 ・簡易連続調査(ぱぱっと調査)による受信調査の結果公表 ・不動産管理団体への働きかけ ・簡易アンテナの貸出し ・デジタル化改修等に対する助成金 ○ 集合住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・デジサポによる集合住宅管理会社訪問 ・集合住宅へのデジタル化訪問確認 ・集合住宅用「地デジカ・ステッカー」の提供 ・デジタル化改修等に対する助成金
<p>集合住宅共聴施設による受信 (約200万棟 約1900万世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南関東を中心に施設改修が必要 → 09年9月の対応率 約66% 	
<p>ケーブルテレビによる受信 (約2300万世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ほぼデジタル化済み 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地デジ再送信のみサービスの設定・低廉化の働きかけ



- 受信障害対策共聴施設のデジタル化率(2009年末)は、施設数で25.8%、世帯数で約30%。「計画あり」を加えると、施設数で47.9%。
- 集合住宅共聴施設のデジタル化率(2009年末)は、施設数で71.3%、世帯数で約76%。

受信障害対策共聴施設



暫定値(集計中)

■ 対応済(H21.4以降廃止含む) ■ 計画あり ■ 未定又は未把握

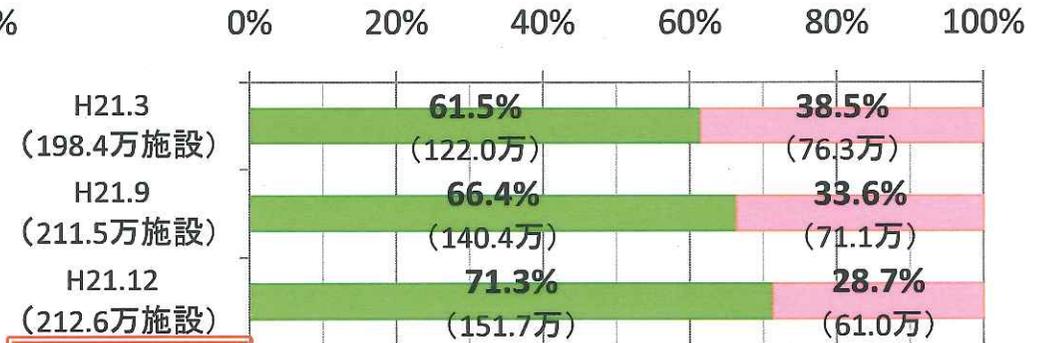
対応済率：25.8% (9月末比 +7.1%)

* 上記は施設数ベース、世帯数ベースでは約30%
(行動計画におけるH22.3目標値:50%)

- 【注1】デジタル対応済施設は、以下のいずれかによって必要な対応が終了した施設
- ・デジタル化改修済(もとよりサイマル放送されている場合を含む)の施設
 - ・個別受信移行について施設管理者より受信者に周知済の施設

【注2】H21.4以降廃止にはケーブルテレビ移行等により廃止された施設を含む

集合住宅共聴施設



暫定値(集計中)

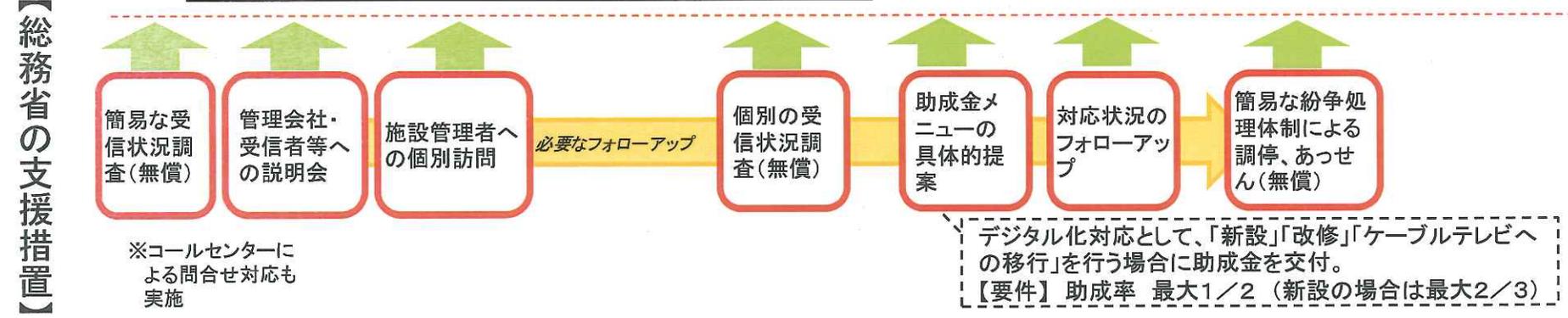
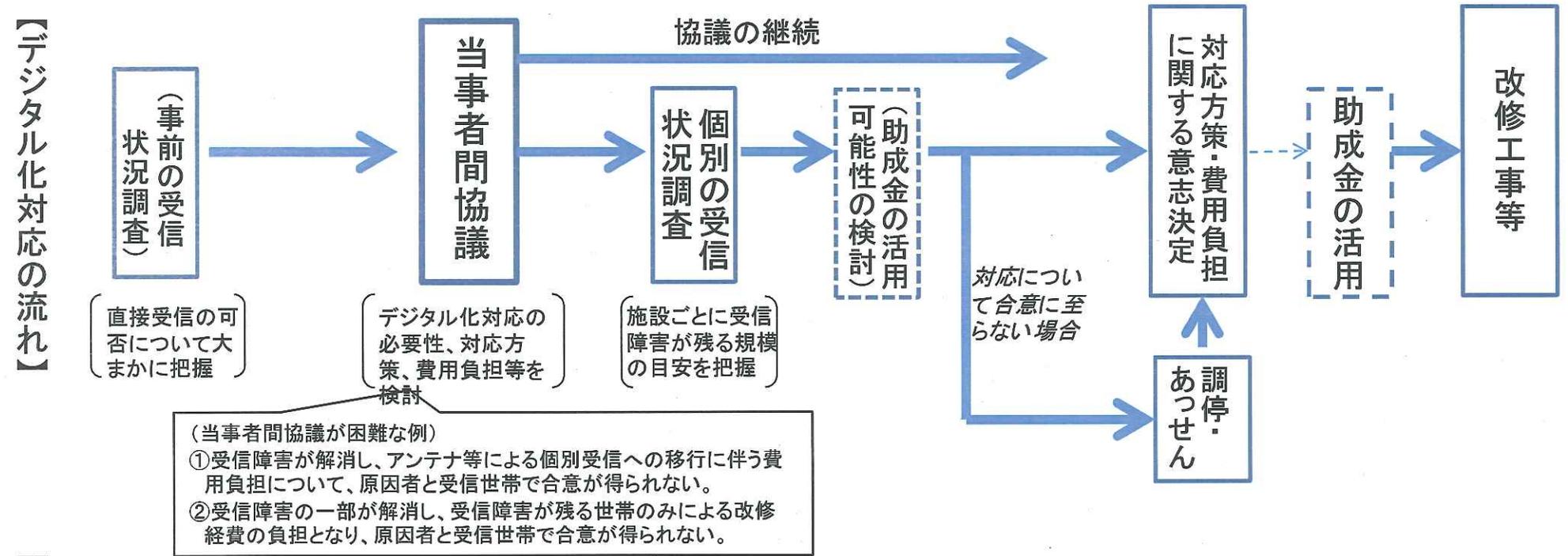
■ 対応済 ■ 未対応+未確認

対応済率：71.3% (9月末比 +4.9%)

* 上記は施設数ベース、世帯数ベースでは約76%
(行動計画におけるH22.3目標値:80%)

- 【注】デジタル対応済施設は、以下のいずれかによって地デジ視聴が可能であると見込まれる施設
- ・NHKやデジサポによる現地確認等
 - ・総合通信局の情報
 - ・ケーブルテレビ事業者からのCATV加入情報
 - ・NHKによるシミュレーション(アナログ放送時の設備で受信可の地域)

- 地デジ受信状況を調査した上で、当事者間で協議を行い、デジタル化の方針を決定することが必要。施設の管理者を訪問し、デジタル化状況の把握を行うとともに、当事者間協議を促すことが重要。
- 支援措置として、簡易な受信状況調査(無償)、個別の受信調査の実施(無償)、助成金(改修、新設、ケーブルテレビ移行)、紛争処理体制による調停・あっせん(無償)を用意。その他必要な情報提供・助言等を実施。



日通との宅配便事業統合計画について（事業計画変更）

日通との宅配便事業統合については、平成 20 年 6 月に JP エクスプレス社（準備会社）を設立し、平成 21 年 4 月には、日通ペリカン便のみが会社分割により、JP エクスプレス社に承継され、営業をしてきたところである。

その後、郵便事業株の新経営陣により、当該計画の見直しは

- 本年 7 月に JP エクスプレス社から必要な資産等のみを郵便事業株に承継する（顧客もできる限り承継する）
- 郵便事業株への承継後、速やかに JP エクスプレス社は解散を内容とする見直しが行われた。

見直し後の計画については、昨年 12 月 24 日に、事業計画の変更認可申請が行われたところであり、審査の結果、①ユニバーサルサービスである郵便業務への影響、②利用者利便性への影響、③他の民間宅配便事業者との公正な競争条件の観点から、審査を行った。

認可申請の視点と審査結果について

○ ユニバーサルサービスである郵便業務への影響

必要最小限の資産等の承継等を含む、複数シナリオについて、ユニバーサルサービスである郵便業務への影響の比較検討を行った。認可申請の内容である、「必要最小限の資産等の承継」のシナリオが、最も郵便業務へのプラスの影響大きいことから、郵便事業株の選択することは適当。

○ 利用者利便性への影響

承継後は、ゆうパックとしてサービスが提供されるため、従来のゆうパックで利用できたサービス（切手貼付、後納制度等）は利用可能であり、利便性の低下はない（承継後は、翌日午前配達率を向上させることや、ゆうパックよりも進んで IT システムの承継を予定しており、この点では利便性向上が期待）

○ 他の民間宅配便事業者との公平な競争条件の確保

競争条件は現在と変わらない。

その他

今回の内容は事業計画の変更であるため、郵便事業株式会社法第 14 条に基づき、財務大臣との協議が必要であるが、財務省からは 2 月 17 日付けで「意見がない」旨の回答を得ている。

郵便事業株式会社法第 14 条 総務大臣は、第 4 条第 1 項（社会貢献業務計画）、第 7 条（事業計画）、第 8 条（重要な財産の譲渡等）及び第 9 条（合併等）の認可をしようとするときは財務大臣に協議しなければならない。

第3～5回郵政改革関係政策会議（郵政改革素案について）の概要

- ◇ 第3回 平成22年2月8日 13:00～14:30（於：金融庁12階 共用第二特別会議室）
- ◇ 第4回 平成22年2月10日 14:00～15:30（於：永田町合同庁舎 共用第1会議室）
- ◇ 第5回 平成22年2月17日 16:30～17:30（於：永田町合同庁舎 共用第1会議室）

※ 第3回は、「郵政改革素案」を説明後、出席議員からの質疑応答。第4回は質疑応答の続き。第5回も、「郵政事業の財務状況、営業状況等」を説明後、質疑応答の続き。

項目	参加議員からの主な意見（括弧内は意見数）
経営の自由度を拡大すべき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額の撤廃、新規サービスの参入等、経営の自由度を高めるべき。 (第3回：7、第4回：4、第5回：12) ・ 地域金融機関圧迫の恐れもあるので、経営の自由度拡大には慎重であるべき。 (第3回：1、第4回：4、第5回：2)
経営形態について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵貯・簡保は銀行業・保険業なのだから、業法適用の一般会社とすべき。 (第3回：1、第4回：3) ・ ユニバーサルサービスの性格からすれば特殊会社・公社とすべき。 (第3回：2、第4回：1)
出資比率について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の自由度を高める代わりに、出資比率は1/3でいいのではないか。 (第4回：2) ・ 政府の親会社への出資比率は、人事権のある1/2以上とすべき。 (第3回：3、第4回：3、第5回：2) ・ 政府が重要財産の処分権を持つために、2/3以上とすべき。 (第3回：1) ・ 経営の自由度や限度額を規制する代わりに、出資比率を100%とすべき。 (第3回：2、第4回：1、第5回：1) ・ 国が株式の一部を保有するとして、残りの株式はどのような主体が持つのか。 (第3回：1、第4回：1)
民業圧迫の懸念・民間とのバランスについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過度の優遇措置は、地域金融機関の衰退、地域経済に悪影響を与える恐れ。 (第3回：2、第4回：1、第5回：2) ・ 経営の自由度の拡大が民業圧迫となるとの批判は、護送船団方式の考え方であり、正しくない。 (第3回：1、第4回：1、第5回：1)
ユニバーサルサービスの内容・コスト負担について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルサービスは政府が国民に対して責務を負っているのだから、税制面での措置をすべき。 (第3回：4、第4回：2) ・ ある程度は受益者負担の考え方も取り入れるべき。 (第4回：1)
検査の緩和等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模郵便局に対しては、金融庁の検査で一定の配慮をすべき。 (第3回：1、第4回：2)

第6回郵政改革関係政策会議(経営形態WT)の概要

日時：平成22年2月22日(月) 14:30~15:45

於：内閣府地下1階 講堂

冒頭、大塚副大臣よりあいさつと配布資料の説明の後、質疑応答。

主な意見

○官業か民業か

- ・親会社は、ユニバーサルサービスを行うのだから「官」の性格が強い。
- ・「官」か「民」かではなく、「公」の観点から考えたい。
- ・金融2社は、郵便局ネットワーク維持のため「民」に近く設定し、経営の自由度を上げることによって利益を出せるようにすべきである。

○出資比率

- ・NTTと同じ3分の1以上が適当ではないか。
- ・世界の中で、株式会社形態を取る国でも2分の1以上がほとんどである。
- ・現行法やNTT等の例からすると、国の持株会社に対する出資比率が2分の1以上、持株会社の金融2社に対する出資比率は3分の1以上が適当。
- ・具体的比率はともかく、国が十分にコントロールできる比率にしなければならない。

○株式公開

- ・反対。過去の例を見ると、現状で公開しても、投資家に迷惑がかかるのみである。
- ・反対。一度株式を市場に公開すると、ガバナンスが効かなくなる。
- ・株式公開は、会社経営陣の経営判断に基づくべきではないか。

○その他

- ・運用先が国債に極端に偏っている現状は不健全である。運用の多様化が必要。
- ・国債はローリスク・ローリターンな運用先として適当である。
- ・金融2社から持株会社に、どのように利益を還流させるのか。
- ・経営形態や限度額規制が経営に与える影響のシミュレーションが必要。

第3回整備新幹線問題調整会議(概要)

日 時: 平成22年2月17日(水)19:00~21:00

出席者: 小川総務大臣政務官、大串財務大臣政務官、
三日月国土交通大臣政務官(座長)

1 北陸新幹線の進捗状況等について(鉄道局長より説明)

2 関係地方自治体からヒアリング

(新潟県知事)

- ・ 整備新幹線は国家プロジェクトとして進めるべき。新規建設財源は財投で。
- ・ 新幹線整備に地方負担を求めるなら負担に見合った受益を確保すべき。(各県1つ全列車停車駅、貸付料の地方還元)

(富山県知事)

- ・ 北陸新幹線は国土の骨格。整備新幹線は公共事業費全体の1%。公共事業の配分を見直し、新幹線について十分な財源の確保の検討をお願いしたい。
- ・ 貸付料は並行在来線への支援にも活用されるべき。
- ・ 複数県にまたがる並行在来線の維持には、これまで以上にJRの関与・協力が必要不可欠。

(石川県知事)

- ・ 金沢まででは道半ば。まずは敦賀までの優先整備をお願いしたい。
- ・ 北陸本線は貨物の大動脈。国やJRの支援・積極的な関与が不可欠。

(福井県知事)

- ・ 北陸新幹線は国土計画上重要。夏までに敦賀までの認可方針を明らかに。

(長野県知事)

- ・ 並行在来線の先行県の教訓として、その存続に向けては、地方・国・JRの三者が一丸となった取組みが必要。
経営分離の予定線区については、JRに一定の役割を果たしてもらいたい。
- ・ 新幹線の経営状況、地方財政の逼迫など事情の変化に対応し、並行在来線分離が決められた平成2年申合せの見直しをお願いしたい。これは政治の話。

3 質疑等

(国交) 並行在来線の負担は、整備新幹線の整備効果を超える負担になるのか。
→(富山) 新幹線のメリットの方が大きい。問題は開業利益を全部JRが享受し並行在のマイナスを地方が担うこと。今の仕組みはいかにも不公平。

(富山・石川) 政権交代後、高速無料化に1,000億円配分するなど大胆な見直しが行われた。整備新幹線は国土の骨格作りの話であり、公共事業費について、整備新幹線への配分の見直しを是非お願いしたい。

(総務) 公共事業費の配分を変えてみる工夫があってもいいのではないかと。
→(国交) 事業費増額は1つの考え方。しかし、地方の要望の9割は道路。道路を我慢して新幹線に回すと国が言えるかどうか。

(石川) これまでは財源の範囲で整備区間を決めていた。政権交代を機に、その発想を転換し、まずあるべき整備区間を検討すべき。

(財務) 並行在来線分離についての自治体同意を含む着工5条件という原理原則は守っていくべき。

国と地方の協議の場実務検討グループ 第3回会合の様相（速報版）

日 時： 平成22年2月18日（木） 16：00～16：55

場 所： 官邸2階小ホール

出席者：（国側）松井内閣官房副長官、瀧野内閣官房副長官、逢坂内閣総理大臣補佐官、津村内閣府政務官、小川総務大臣政務官

（地方側）山田京都府知事、倉田大阪府池田市市長、古木山口県和木町長

1 逢坂総理補佐官より、制度案骨子について説明

2 意見交換

〈地方側の主な意見〉

- ・従来とは異なり柔軟な対応をしていただき、心から感謝。
- ・実質的に中身のある運営になるようご尽力いただきたい。
- ・「構成員」について、総理は議長としてリーダーシップを発揮していただきたかったもので、地方六団体として不満を申し上げる。実績を踏まえながら、総理が議長となることを今後の検討課題として考えていただきたい。
- ・できる限り総理にも出席いただきたい。
- ・「議長代行」について、副議長との関係が分かりにくい。副議長がナンバー2であることがはっきりするようにしていただきたい。
- ・「分科会」について、議員の求めに応じて開催することとしていただきたい。
- ・「仲裁機関」については、今後の検討課題とさせていただきたい。
- ・「資料の要求」は議員の求めに応じて行うことを検討していただきたい。
- ・基本的に六団体から全権委任をしてもらって出席している。
- ・法文の段階で意見をいうことを留保させて欲しい。
- ・運営方法、分科会の在り方について早い段階から協議をさせてもらいたい。

〈国側の主な意見〉

- ・「総理の位置づけ」については、地方側の想いを踏まえ、当初案になかった総理が議長・議長代行を指名、いつでも出席し発言できるという規定、招集権付与といった関与を強くする措置を講じた。
- ・「議長代行」については、議長と議長代行はほぼ等しいイメージ。副議長は議長の補佐、議長代行が議長をするときはその補佐、ということ。条文で書き分けができるか知恵を絞る。
- ・各省の調整が必要であり官房長官は必要だが、忙しい。一方で鳩山内閣には地域主権担当大臣がおり、総理からの特命大臣としての対応可能だが、法律上必置ではない、ということもあり、総理が常に出席するという前提でない限りこれが最善の策。
- ・「分科会」については、ぎりぎりまで詰めていたが「議員は・・・分科会の開催を求められることができる」という内容を追加したい。
- ・「資料の要求」について議員の求めに応じて行うことは運用で対応。
- ・「仲裁機関」については、今後の流れの中で位置づけ。
- ・入れ物は作ったが、どのように運用していくかが一番重要。
- ・協議に参加した議員しか結果に尊重義務を負わないことについてどう考えるか。
- ・国側は閣議に反映させるべく努力すること、地方側は6団体内の意思決定につなげていくという尊重義務ではないか。
- ・6団体の在り方、ガバナンスも変わっていくのではないか。

3 逢坂補佐官の総括

- ・今日、この合意に至った内容を今国会で審議いただけるよう早急に作業を進め、3月の上旬には閣議決定して国会に法案を提出したい。
- ・今日までの内容を踏まえて、政府において法制、技術的観点から誠実に条文化を進めさせていただきたい。条文の情報提供は行っていきたい。